

## ○議 事 日 程（第 1 号）

平成27年12月 4 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 議案第64号 平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第65号 平成26年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第66号 平成26年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第67号 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第68号 平成26年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第69号 平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第71号 平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 報告第 3 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第14 承認第 3 号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 承認第 4 号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 承認第 5 号 関ヶ原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 承認第 6 号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第80号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第19 議案第81号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第82号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第21 議案第83号 平成27年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第22 議案第74号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第75号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第76号 関ヶ原町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第77号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第78号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第79号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 請願第5号 T P P 協定交渉大筋合意に関する国への請願について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（9名）

1番	谷口輝男君	2番	室義光君
3番	子安健司君	4番	松井正樹君
5番	田中由紀子君	6番	中川武子君
7番	澤居久文君	8番	楠達男君
9番	川瀬方彦君		

### ○欠席議員（なし）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	教育長	中川敏之君
監理官兼 会計管理者	吉田和司君	総務課長	藤田栄博君
地域振興課長	高木久之郎君	税務課長	田中常敏君
住民課長	河島玲子君	産業建設課長	西村克郎君
水道環境課長	兒玉勝宏君	学校教育課長	三宅芳浩君
社会教育課長	岩田英明君	病院事務局長	小林好一君
西消防署長	田中文男君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	澤 頭 義 幸	書	記	小 林 孝 正
書	記	岡 村 加奈子		

### 開会・開議の宣告

○議長（澤居久文君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第5回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤居久文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番 子安健司君、4番 松井正樹君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（澤居久文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの12日間と決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（澤居久文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成27年8月分から10月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付して諸般の報告とします。

---

### 日程第4 委員会報告（委員長報告・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第4、委員会の報告を行います。

関ヶ原地方創生特別委員会の報告を求めます。

関ヶ原地方創生特別委員会委員長 中川武子君。

○関ヶ原地方創生特別委員会委員長（中川武子君） それでは、関ヶ原地方創生特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

平成27年10月20日、役場大会議室において、田中委員、松井委員、子安委員、楠委員、室委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、中川の委員全員の出席により、午後1時より委員会を開催いたしました。

会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、高木地域振興課長、池戸古戦場グランドデザイン推進室長に出席いただきました。職務のための出席者は澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記で、傍聴者はございませんでした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

初めに、高木地域振興課長から、関ヶ原町創生人口ビジョンの素案及び創生総合戦略の素案に関し、第1回の本委員会後において再度調整、検討を重ねた素案であり、10月末の策定に向けた内容である旨の説明を受けました。その後、人口値の推移予想や総合戦略の実現性の確認など、各委員より随時質問や意見交換を行い、その都度適切な回答を得たところでございます。

次に、池戸グランドデザイン推進室長から「発信！発進！関ヶ原2015」の事業実績について説明を受け、その後、各委員より随時質問を行い、その都度適切な回答を得たところでございます。

今後、地方創生に向けた調査・研究を行い、継続的に審議を行うことを確認し、午後2時45分に委員会を閉会しました。

以上、簡単でございますが、関ヶ原地方創生特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。

○議長（澤居久文君） ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって関ヶ原地方創生特別委員会の報告を終わります。

次に、病院改革特別委員会の報告を求めます。

病院改革特別委員会委員長 楠達男君。

○病院改革特別委員会委員長（楠 達男君） それでは、病院改革特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

去る平成27年10月20日、第3回の病院改革特別委員会を役場大会議室において、田中委員、中川委員、松井委員、子安委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、楠の委員全員の出席により、午後3時より開催をいたしました。

会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、藤田総務課長、瀬古病院長、小林病院事務局長、澤病院総務課長に出席いただきました。職務のための出席者は澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記で、傍聴者は室義光議員でした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

関ヶ原病院の歯科・口腔外科診療において、歯科医である佐木医師が本年11月末をもって転勤することとなり、後任医師の配置はなく、不在となるため、本年12月から歯科診療については当面休診となる旨の報告を受け、今後、治療中の患者さんや住民への周知、職員の処遇などの対応について説明を受けました。

その後、各委員より質疑を行い、その都度、病院長、事務局長から回答を得たところでございます。

次に、現在検討されている指定管理者制度の導入について、現在の交渉経過報告を受け、今後、早期に判断していきたい旨でありました。当委員会としても、町財政を重視しつつ早期の判断を要望し、各委員より随時質疑を行い、その都度町長、病院長、事務局長から回答を得たところでございます。

当委員会では、交渉の推移把握を含め、今後も各委員において調査・研究を行い、継続的に審議を行うことを確認し、午後4時15分に委員会を閉会いたしました。

次に、去る平成27年11月25日、第4回の病院改革特別委員会を役場大会議室において、田中委員、中川委員、松井委員、子安委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、楠の委員全員の出席により、午後10時10分より開催をいたしました。

会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、藤田総務課長、小林病院事務局長に出席いただきました。職務のための出席者は澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記で、傍聴者は室義光議員でした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

まず、町長から、指定管理者制度の導入に向け交渉を重ねてきましたが、町の厳しい財政状況を踏まえ、指定管理に伴う運営費の調整が困難であり、相互協議の上、町財政が安定するまで、今のタイミングでの指定管理者制度の導入は見送るとの判断をしたとの報告を受けました。各委員より質疑を行い、その都度町長より回答を得て、異議なく了承をいたしましたところでございます。また、自主改革の推進のため、民間経営コンサルの導入を検討されており、報告後、各委員より随時質疑を行い、議会として今後説明を受け、経営コンサル導入の是非について慎重に審議、検討することになりました。

当委員会では、独自の具体的な改革案を早急に確立されるよう要望し、今後も各委員において調査・研究を行い、継続的に審議を行うことを確認し、正午に委員会を閉会いたしました。

以上、簡単でございますが、病院改革特別委員会の報告とさせていただきます。報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、病院改革特別委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第64号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第5、議案第64号 平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認

定についてを議題とします。

本案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 松井正樹君。

○決算審査特別委員会委員長（松井正樹君） それでは、お許しを得ましたので、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第64号 平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査するため、平成27年11月5日、役場委員会室において、午前9時から一般会計の決算審査特別委員会を開催いたしました。

出席委員は、中川副委員長、田中委員、子安委員、楠委員、川瀬委員、谷口委員の各委員、そして私、松井でございます。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のため出席を願ったのは、吉田監理官兼会計管理者、藤田総務課長、田中税務課長、高木地域振興課長、河島住民課長、兒玉水道環境課長、西村産業建設課長、三宅学校教育課長、岩田社会教育課長で、職務のための出席者は、澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記であります。

審査は、歳入歳出決算書に基づき、歳入についての質疑を行い、その後、歳出を款ごとに区切って関係する担当課長へ質疑を行いながら、決算内容について慎重に審査を行いました。

決算審査の結果、付託を受けました平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達しました。

審査の過程においての要望事項につきましては、執行側より本会議において答弁願うことを確認し、午後0時20分に決算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、要望事項の内容については、お手元に配付いたしましたとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。以上で報告を終わります。

○議長（澤居久文君） ただいまの委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、今の一般会計の決算における指摘事項について、回答をさせていただきます。ちょっと私、風邪気といますか、声がちょっと出ませんで、鼻がちょっとぐずぐずしていますので、お聞き苦しい点があると思いますが、よろしく願います。

まず、歳入における町税、使用料等の滞納処理における各課の連携についてでございますが、今年度より全庁的な協力体制とするため、段階的に情報交換、今後の対応策等の協議を進めている状況であります。この体制をもとに、さらなる滞納整理を強力に推し進め、滞納額の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳出における不用額、流用等につきましては、当初の予算作成時においても過大見積もりにならないよう注意し、事業費の不足等については安易な流用を避け、予算補正において処理するよう努めてまいります。また、事業費の確定や支出見込み予定額が見込めないものについても、決算に不用額が発生しないよう事業ごとの予算見込みをより正確に積算するよう努力してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、オートキャンプ場事業の特別会計への移行についてでございますが、仮に特別会計として独立させたとしても、現在の収益では一般会計からの多額の繰入金が必要であれば、到底事業運営が厳しいものと考えられますので、今後の利用状況を見ながら検討していきたいと思いません。

なお、収支の状況を示すため、今後は、一般会計決算資料の決算分析表の中で3つの事業の経営状況がわかるように表示させていただきます。

次に、事業の執行についてでございますが、町財政が厳しい昨今、無駄を省き、最小限の経費で最大の効果を上げるよう努力してまいります。さらに各事業を精査し、効率的な事業運営をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（澤居久文君） 委員長報告に対し、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。委員長報告に対してありませんか、ありませんね。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私は、平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論を行いたいと思っております。

平成27年度からヤギ事業は廃止になりましたが、平成26年度決算上では、頭数は減らしたものの、なお飼育事業に約1,340万円、ヤギアイスの事業に約1,500万円が支出されました。この事業を始める際に、赤字になったら誰が責任をとるのかと質問しましたが、当時の町長は、そうならないようにするとの答弁でしたが、実際には、飼育・販売あわせて一般財源から2,000万円を超える持ち出しになり、町財政への負担にもなってきました。平成26年度は1,660万円の持ち出しでした。

ヤギ事業は先の見通しのない事業だと批判し、一貫して予算に反対してきましたけれども、もっと早くに廃止を決断していれば、平成26年度の支出はしなくて済んだものと思っております。

以上の理由から反対といたします。



○議長（澤居久文君） ただいま反対討論です。

ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 中川武子君。

○6番（中川武子君） 私は、議案第64号 平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

国や県及び地方自治体における財政状況は、まだ非常に厳しい状況下にあります。当町においても、実質公債費比率が14.0%と前年度より若干よくなったというものの、今後の国からの財政支出も不透明な状況であり、将来の健全な財政運営が強く求められるところでもあります。こうした背景のもと、平成26年度の関ヶ原町一般会計の決算では、町政を取り巻く厳しい状況の中、経費節減に努められ、真に必要な事業だけを予算化され、適切に事業が実施されたものであったと思います。反対討論にありました件を含め、平成26年度の各事業については、議会で慎重に審議を行い、承認したものが適切に執行された収支の決算結果であります。

よって、私は、平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成するものであり、議員各位の御賛同をお願いするものであります。なお、決算審査特別委員会からの要望事項につきましては、町長より答弁をいただきましたが、次年度に反映していただくことを要望しまして、簡単ではありますが、賛成討論とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は認定することに決しました。

---

日程第6 議案第65号から日程第12 議案第71号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第6、議案第65号 平成26年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、議案第71号 平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特

別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案を一括して議題とします。

この7議案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 松井正樹君。

○決算審査特別委員会委員長（松井正樹君） それでは、引き続いて、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第65号 平成26年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第71号 平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを審査するため、平成27年11月5日、役場委員会室において、午後1時から特別会計の決算審査特別委員会を開催いたしました。

出席委員は、中川副委員長、田中委員、子安委員、楠委員、川瀬委員、谷口委員の各委員、そして私、松井でございます。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のため出席を願ったのは、吉田監理官兼会計管理者、河島住民課長、兒玉水道環境課長で、職務のための出席者は、澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記であります。

審査は、後期高齢者医療特別会計から公共下水道事業特別会計まで、各会計ごとに関係する各担当課長へ質疑を行いながら、決算内容について慎重に審査を行いました。

決算審査の結果、付託を受けました全ての特別会計について、全委員一致で監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達しました。

審査の過程においての要望事項につきましては、執行部より本会議において答弁願うことを確認し、午後1時45分に決算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、要望事項の内容については、お手元に配付いたしましたとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。以上で報告を終わります。

○議長（澤居久文君） ただいま委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 平成26年度特別会計の決算における指摘事項について回答させていただきます。

国民健康保険特別会計の決算についてでございますが、保険料の滞納者につきましては、督促状や催告書、さらには電話による催促はもとより全庁的な協力体制において滞納額の徴収に一層努力してまいりたいと思います。

また、基金につきましては、平成26年度末で4,256万1,000円と少額で厳しい財政状況となっております。この状況下の中で、医療費の抑制のために疾病の予防対策として特定健診の受診率の向上と保健指導事業の強化を図りながら健全運営に努めてまいりたいと思いますので、よ

ろしく御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（澤居久文君） これより、各議案ごとに順次委員長報告に対し質疑を行い、採決まで行います。

まず最初に、議案第65号 平成26年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第66号 平成26年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

議案第67号 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案は委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第68号 平成26年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

議案第69号 平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案は委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第70号 平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案は委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

議案第71号 平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案は委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

---

#### 日程第13 報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第13、報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

去る7月27日、スクールバスで児童を町民プールに送りに行く途中、東海道新幹線ガード下が工事による通行どめになっていたため、Uターンしようとしてバックしたところ、車体後方右側を、町内、樋口氏所有の倉庫の角に接触いたしました。この件に伴う損害賠償の額の示談が成立し、額が決定いたしましたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第3号の報告を終わります。

---

#### 日程第14 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第14、承認第3号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、承認第3号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

社会保障・税番号制度に対応するため、ノートパソコンリース代、イントラネット構築工事、LAN配線工事など220万円、地域創生事業として西濃圏域市町が連携して行う国内外の観光

プロモーション事業に500万円、相川の消雪パイプ用の取水堰災害復旧工事設計委託料361万2,000円、報告第3号の関連のスクールバス修繕料と相手方への賠償金として3万9,000円、以上の総額1,085万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億8,282万1,000円とする平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

[挙手する者あり]

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 1番 谷口です。

専決というのは、急を要する最小限の補正、通常のじゃないはずなんですけど、ケーブルテレビの利用料というのは何でしょうか。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 実は、このマイナンバーをやるときに出先機関、やすらぎとか関係ありますので、それはケーブルテレビのラインを使っていますので、その分の使用料が発生するという事になっています。庁舎内外の分。

○議長（澤居久文君） 緊急性があるんやな。

○総務課長（藤田栄博君） そうですね。

○議長（澤居久文君） よろしいか、1番。

○1番（谷口輝男君） はい。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第15 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第15、承認第4号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、承認第4号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

この補正につきましては、地方創生先行型事業でございまして、国の交付金で行うものでございます。内容につきましては、移住定住PR事業としてのプロモーション動画作成委託料50万円、ふれあいバス2台の購入費と観光PRラッピングの委託料等の1,047万7,000円、子育て支援強化事業として保育園の液晶テレビ3台、教材DVD、収納ラックの購入費、あわせて54万7,000円の総額1,152万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億9,434万5,000円とする平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中議員。

○5番（田中由紀子君） 16ページのふれあいバス購入ということで、これは2台分というふう聞いておりますが、私もいろいろ要望、停留所を設けてほしいとかそういう要望を聞いているんですが、そうした運行についての現在の状況とかそういう要望を聞いていただけなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（澤居久文君） 何か違うんじゃない。質問する場所じゃないんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

それは違うやろう。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） バスの停留所とかいう関係については、現在のところ現在のままで考えて、将来見直すということにしているんですが、当面、早急にやりたいというのは、今須の午後の便が今ありませんので、その追加とか、土曜日の運行とか、今須も土曜日に運行していないので、そういうことは早急に対応していきたいと考えております。

全町内のバス停の見直しについては、今後また検討していかなければならないなどは思って



います。

○議長（澤居久文君） ほかに。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 済みません、この地方創生のふれあいバスラッピング業務という部分なんですが、ある程度そのラッピングのデザイン等々というところはまだですか。今検討中ですか。

○議長（澤居久文君） 内容。

○9番（川瀬方彦君） 内容です。どんな、例えば関ヶ原らしさだとかいう部分である程度考えてみえるとは思いますが。もしわかれば教えてください。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 検討中でございます。

○議長（澤居久文君） ほかに。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第16 承認第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第16、承認第5号 関ヶ原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、承認第5号について御説明申し上げます。

これは、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律による厚

生年金保険法、地方公務員等共済組合法等の改正により、公務員共済組合の組合員が厚生年金保険制度に加入することとされたことに伴い、町議会議員その他の非常勤の職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金、その他の年金が支給されるとき調整に係る規定の改正、その他所要の改正を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めますのでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません、ちょっとお尋ねするんですけど、専決処分の日付が10月15日で、施行日が10月1日なんですけど、この10月15日という日にちの理由を教えてくださいと思います。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） これは、国のほうから来た内容に基づいてやったものでございますが、私のほうでの決裁の日付の関係上、10月15日に決裁し、専決させていただいたと。ただ、施行日につきましては10月1日から適用するというので、公布の日から施行という形にさせていただいたところでございます。

○議長（澤居久文君） よろしいか。

○1番（谷口輝男君） はい。

○議長（澤居久文君） ほかに。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第17 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第17、承認第6号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、承認第6号について御説明申し上げます。

これは、承認第5号と同じく共済年金と厚生年金の一元化に伴い、補償の額を他の法令等による給付と調整する規定を設ける改正を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げます、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時44分

再開 午前9時55分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第18 議案第80号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第18、議案第80号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第80号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）について、

御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、史跡案内サイン等の設置工事1,746万5,000円、公共土木施設災害復旧工事1,268万2,000円、国民健康保険繰出金1,470万6,000円、福祉医療費助成金937万7,000円、経営転換協力金交付事業補助金240万円など、総額6,516万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億5,950万8,000円とする平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。よろしく。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、歳出を説明させていただきます。

69ページをお願いします。

総務費、総務管理費の財産管理費、需用費ですが、これは役場の国旗掲揚塔、3本立ってございますが、そのワイヤー内蔵型手動式ハンドルが3つとも故障しましたので、その修繕費として54万円。同じく自治振興費ですが、東野自治会の街灯のLED化に伴う助成金として21万円でございます。

選挙費ですが、これは選挙権が18歳以上になりましたので、公職選挙法の改正に伴い、選挙人名簿システムを改修する48万6,000円でございます。

○住民課長（河島玲子君） 戻りまして、総務費の戸籍住民基本台帳費の役務費でございますが、これは今行っておりますマイナンバーの関係の通知で、まだお手元に届いていないという方が約300名、あと再郵送ということで書留を行うということで、6万4,000円の役務費を追加するものでございます。

続きまして70ページ、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金ですが、国民健康保険特別会計のほうへ1,470万6,000円を繰り出しするものです。これは、国民健康保険の低所得者基盤安定の関係で、国と県から1,102万9,000円が補助金として入っております。一般財源は367万7,000円です。

続きまして老人福祉費の扶助費ですが、64万8,000円、これは独居老人等の緊急通報システム10件分でございます。ただいま6件の申し込みがありますので、とりあえず10件ということで補正をさせていただきます。

続きまして福祉医療費の扶助費ですが、937万7,000円、各福祉医療費の助成金が伸びているということで補正をさせていただきます。

続きまして国民年金事務費の委託料、これはシステム改修委託料ですが、年金の免除ですとか、年金猶予の拡大等に伴うシステム改修費でございます。

続きまして介護保険事業費、繰出金ですが、37万8,000円。これはシステム改修費、国庫補

助を受けましたので、介護保険に組み替えをいたしました。

続きまして民生費、児童福祉費です。児童福祉総務費の委託料26万4,000円、これは施設型給付費委託料、関ヶ原町から大垣市内の施設へ通っていらっしゃるお子様の関係で、当初9万8,000円ほど見込んでおりましたが、毎月11万7,000円ほどが要ということで、その不足分でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金25万3,000円ですが、26年度の補助金を受けまして、今年度240万円を繰越明許で行いましたが、子育て応援事業負担分、保育料の減免分が所得等の関係で不足しましたので、25万3,000円を補正するものでございます。

続きまして扶助費ですが、170万円、これは障害児通所給付事業158万円と、障害児相談支援事業の給付が12万円、これは主にはびりすへの支出というふうになっております。以上でございます。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 71ページの衛生費、保健衛生費の斎苑管理費の償還金利子及び割引料につきましては、旭ヶ丘墓地公園の墓地につきまして、転出者の方から返還の申し出がありましたので、使用料の返還金をお返しするというものでございます。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金、営農組合等農業用機械等補助金25万9,000円につきましては、農事組合法人山中営農組合がトラクターのあぜ塗り機を購入するための補助で、86万1,000円の事業費に対しまして県が25%、町が5%の合わせて30%を補助するものでございます。

次に、機構集積協力交付金240万円につきましては、同じく山中営農組合が農地中間管理機構を通じまして農地を集積するものに伴い、農業をリタイヤする農業者に対して経営転換協礼金として交付するもので、全額県の補助によるものでございます。今回は30万円の8人分をお願いするものでございます。

次に、林業費、林業総務費、職員手当等の時間外勤務手当5万6,000円につきましては、休日等における有害鳥獣捕獲処理の時間外勤務手当の予算が捕獲頭数の増により不足するため、増額の補正をお願いするものでございます。

公有財産購入費の立木購入費9,000円につきましては、岐阜県行造林事業の岐阜県所有の地上権40%分を8,413円で買い取るものでございます。契約は岐阜県と関ヶ原町でございますが、関ヶ原町の分の権利は関ヶ原振興会のものでございますので、関ヶ原振興会に8,413円の同額で権利を売却するという形をとらせていただき、全ての権利が関ヶ原振興会のものになるということでございます。

林業振興費、報償費の42万円につきましては、有害鳥獣捕獲の捕獲報償金、需用費の消耗品費16万4,000円は捕獲に要する消耗品、燃料費の24万円につきましては焼却に伴う燃料費で、いずれも有害鳥獣の捕獲頭数の増によりそれぞれ予算が不足するため、増額の補正をお願いす

るものでございます。

林道費、負担金補助及び交付金の町単林道事業補助金75万円につきましては、林道の補修工事等に対する補助金の予算が不足するため、25万円の3件分の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 72ページをお願いいたします。

商工費、商工業振興費、住宅リフォーム補助金100万円でございますが、現段階において申請額が予算額を超えましたので、補正をさせていただくものでございます。

続きまして観光費、1,746万5,000円、史跡案内サイン等設置工事でございます。現在、県において関ヶ原古戦場を周遊型観光の中核的な存在とすることを目的とし、広域観光の推進を図るために、新たに西濃管内で関ヶ原の戦いに関連する史跡に県が作成した統一デザイン、統一仕様で誘導看板を設置することを県が進めております。これに合わせて、関ヶ原町としても取り組んでいくこととありますが、9月議会において、駅前のサイン工事を上げさせていただきましたが、今回の事業にもあわせて執行する形をとらせていただきます。主な設置場所といたしましては、現在考えておるところでは、主要道路からの誘導を主とし、それに合わせて進めていくものでございます。なお、この事業につきましては、10分の10の県の補助を活用いたしておりますので、歳入の予算もあわせて計上しております。以上でございます。

○学校教育課長（三宅芳浩君） 続きまして、同じく72ページの教育費でございます。

小学校費、学校管理費の需用費でございますが、スクールバスの使用時に自損事故を起こしましたので、それに伴いまして一部部品の取りかえや板金塗装等の修繕が必要となりましたので、修繕料を44万1,000円増額補正させていただくものでございます。補正の財源としましては、町有自動車災害共済保険金を充当させていただきます。よろしく申し上げます。

○社会教育課長（岩田英明君） 続きまして73ページ、社会教育費、歴史民俗資料館費の賃金、24万6,000円です。

こちらは、館長のグランドデザイン関連の海外出張、その他会議、打ち合わせなどの出席により館をあけることが多くなりまして、臨時職員の出勤日数が増加したため、賃金を増額させていただくものです。なお、こちらにつきましては、入館者増に伴う資料館収入の増により、一般財源から特定財源の財源更正95万4,000円もあわせて行っております。よろしく申し上げます。

○産業建設課長（西村克郎君） 災害復旧費、公共土木施設災害復旧費につきましては、関ヶ原駅前の消雪施設の相川取水堰の復旧工事としまして、工事請負費の1,250万円、工事雑費として需用費の消耗品費18万2,000円の補正をお願いするものでございます。なお、補助率につきましては、工事請負費の3分の2でございます。よろしく申し上げます。

○総務課長（藤田栄博君） 最後に公債費ですが、平成16年度に借り入れした臨財債の10年ごと

による借入率の見直しということで、償還金として70万8,000円を増額してございます。

次に、65ページをお願いします。

歳入でございます。

使用料及び手数料の教育使用料ですが、歴史民俗資料館使用料として120万円、国庫支出金の民生費国庫負担金ですが、国保基盤安定負担金として593万5,000円、施設型保育給付費負担金と障害児施設給付費等負担金で98万2,000円の691万7,000円。同じく、災害復旧国庫負担金として833万7,000円の計1,525万4,000円を計上してございます。

次に国庫補助金の総務費国庫補助金、24万3,000円ですが、これは選挙人名簿システムの改修費の補助金でございます。

次のページをお願いします。

県支出金の民生費県負担金ですが、国保の基盤安定負担金として509万4,000円、施設型保育給付負担金と障害児施設給付費等負担金の49万1,000円で558万5,000円を計上してございます。

次に、同じく県支出金の民生費県補助金ですが、福祉医療費補助金として468万5,000円、児童福祉費補助金で35万3,000円の503万8,000円、農林水産業費県補助金は元気な農業産地構造改革支援事業費補助金と機構集積協力金、山中の営農組合の話ですが、261万5,000円、商工費県補助金は先ほどのサインの設置ということで、関ヶ原古戦場を核とした広域観光推進事業費補助金として1,746万5,000円を計上してございます。

次のページをお願いします。

財産収入の不動産売却収入ですが、県行造林の9,000円でございます。

次に、寄附金の教育費寄附金として3万円、繰越金として1,318万3,000円、雑入としてスクールバスの修繕分の自動車災害共済保険金として44万1,000円、町債の災害復旧債として410万円をそれぞれ計上してございます。この地方債の補正については、62ページの第2表に記載させていただいております。

合計で、歳入歳出の予算にそれぞれ6,516万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億5,950万8,000円とする今回の補正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 72ページをお願いいたします。

商工費の観光費の中で、史跡案内サイン等設置工事という予算ですが、これは何カ所分かということをお教えいただきたいのと、私、今までちょっと聞いているのは、バイパスのコンビニのあるところ、あそこが非常に道そのものがわかりにくいということがあって、よくコンビニに古戦場ってどこですかと聞きに見えるという話を聞いているし、あと国道21号線から松尾

山に入る入り口がわからないという声を聞いているんですが、そういうことも網羅されているのかどうかを伺いたと思います。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） まず、駅前に1カ所大きなやつを設置させていただきます。

これは、当初我々が考えていたものとは違って、県共通の仕様に伴うものに変更させていただきます。

誘導案内サインですが、主要道路から現在6カ所を想定しております。場所については、視角等の問題もあります。視角等と許可の問題もありますので、随時協議していくんですが、なるべく見やすいところにつけていきたいというふうに思っております。主要な陣跡に誘導するような形を今考えております。また、これ以外にも、大体の今予定している場所がございますが、関ヶ原バイパス、瑞竜交差点、宝有交差点、365号線で石田笹尾山に向かう誘導させるため、また開戦地に誘導させるため。そして、インターチェンジ出口付近に古戦場一帯の案内、また21号線に松尾山に誘導する看板、また大谷陣跡に誘導する看板を今想定しております。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 1番 谷口です。

歴民の使用料が120万円、今回上げてありますけれども、当初予算で1,200万円見てございます。実際今どれくらい金額が入っているのかということと、それから、ちょっとこれは質問じゃないかもわかりませんが、あと繰越金が560万円程度しか残っていないんですけど、これは町長さんにどう思ってみえるか、ちょっと質問したいです。以上です。

○議長（澤居久文君） 歴民の使用料の関連。

岩田社会教育課長。

○社会教育課長（岩田英明君） 歴民の入館者の増の関係でございますが、昨年の入館者数が3万5,900人、今年度が11月までの入館者と昨年と同様の入館者数、今後の分を足しますと、大体4万3,000人ほどになります。その分を見込みまして120万円の増ということで、今回上げさせていただきます。

〔「現在」の声あり〕

現在ですか。

〔「金額」の声あり〕

金額ですか。

現在900万円ほどになっていると思います。

〔発言する者あり〕



○議長（澤居久文君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時22分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

岩田社会教育課長。

○社会教育課長（岩田英明君） 先ほどの900万円はちょっと前の数字になっておりましたので、申しわけありません。

現在、12月1日現在で収入が1,170万円ほどになっております。

〔発言する者あり〕

この中には、特別利用料といいまして、画像の手数料とかその辺が数十万円入っておりますので、入館料だけですと1,100万円ほどになっております。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 繰越金の残が非常に少なくなっていると、確かに非常に厳しい状況でございますが、今年度に関しましては、幸いなことに交付税のほうで1億円ほど余分に入っておりますということで、その分を何とか抑えながら使っていきたいというふうに思っております。

そのほか、グランドデザイン関係のところもまたちょっと余分にいただけそうな情報もございますので、そういった意味で今年度分については何とかなろうかと思っておりますが、いずれにしても財源が余裕を持ってやれるわけじゃございませんので、できるだけセーブしながら執行をしていきたいというふうに思っております。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 室です。よろしく申し上げます。

ページ数ですが、69ページのマイナンバーの先ほどの話では、まだ300名ほどが届いていないということですが、関ヶ原町全体で見ますと約七千何人か、赤ん坊からお年寄りまで全員に配るということですが、全体の数と何%ぐらいが配付されていないかということをお教えいただきたい。

それからもう1つ、同じ69ページですが、選挙の関係で、選挙人が今度20歳から18歳まで引き下げられるというようなことで、何人ぐらい選挙人がふえるかということをお教えいただきたいと思っております。以上です。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） マイナンバーの通知のほうですが、世帯で1通というふうになって

おりますので、ただいま戻ってきておりますのが約300通でございます。ほとんどの多くの方が、独居の方とか施設入所者の方ということですので、関ヶ原の世帯数が約2,800ですので、1割ぐらいの世帯に届いていないというふうに思っております。延べ人数についてはちょっと、封書ですので、中身を確認しておりませんというようなところがありましてわかりませんが、とりあえず1割程度の世帯に届いていないというふうなことでございます。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 18歳以上の関係ですが、18と19で、とりあえず該当するのは今度7月の夏の参議院だと思うんですが、大体概算で110人前後ではないかなという。人口が少ないですから、子供がそんなにいませんので。あと、学校へ行って、それまでに、4月に大学へ行って転出ということもあるのであれなんです、現在のところその程度じゃないかという把握をしております。

○議長（澤居久文君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 2件お願いします。

これは72ページ。スクールバスの事故が、たまたまかどうかわかりませんが、先ほどの補正の中でもありましたけれども、事故が続いていると続いているんですけど、その原因というか、あるいはドライバーに対する教育がどうなっているのかということ。それから、スクールバスですから、当然児童が乗っているんで、この2件について、けがとかあるいは支障がなかったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

事故ですから、乗っていれば事故はつきものだと言えばそうなんですけど、特にスクールバスですから、通常に比べても慎重に安全運転に心がけるとい意味では、ドライバーさんに対する指導ということも、これを契機にぜひ徹底していただきたいということを思います。

それから、もう1件は、戻って71ページの農業振興費の中の、先ほど出ました30万円掛ける8人分ですか。その項目が営農組合ではないんですね、これは。機構集積協力交付金というのがよくわからないし、もう一度説明をしていただきたいんですが、営農組合から、例えば山中さんの場合に農業法人みたいな組織をつくられて、そこに農家さん、地主さんが手に負えないからそこへ集約する、集積するという人に対する交付金ということによろしいんですか。

以上2点、お願いします。

○議長（澤居久文君） 三宅学校教育課長。

○学校教育課長（三宅芳浩君） 今、楠議員さんが言われましたように、ちょっと事故が続いたということで申しわけございません。

まず、専決処分で承認いただきましたスクールバスの件ですが、夏休みのプールの水泳教室

ということで、送迎に使っておりました。実際、乗っていらっしやいましたのが二、三名ということで、これにつきましては、新幹線のガード下が工事中ということを経営者のほうで把握しておりませんでしたので、その初日の日にそこへ向かって、そこでUターンをしたというときにちょっと見誤りましてバックのときにちょっとすってしまったということでございます。事故ではございましたが、本当にすった程度ということで、お子さんのほうには特に支障がなかったということでしたので、それと今申されましたように、事故ということは、今回は人身にかかわるようなことではなかったんですが、大きなことということもありますので、今後も継続しまして経営者のほうには安全運転等に気をつけるように指導していきたいと思っております。

今回の補正につきましては、ふれあいバス使用時ということになりますので、その辺につきましてはちょっと総務課長のほうから回答させていただきます。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） ふれあいバスの件については、駅前で、ちょうど末廣のところで方向転換、お客さんが見えて、ちょっと1分ぐらいおくれられたそうで、これはあかんと思って慌てて戻られて、乗せないとだめだということで、それで左の後ろを電柱にこつんとぶつけたという状況でございまして、シルバーの派遣運転手ですので、シルバーのほうには今後気をつけていただくようにはお願いはもう既にしてございますが、改めてまたふれあいバスとか公用車全体を含めて指導はしていきたいと思っております。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 済みません、機構集積協力交付金につきまして、大変わかりにくいと思いますが、申しわけございません。

今回は、通常ですと農地の集積というのは、今まではJAさんが利用権設定ということで行ってみえました。近年、国のほうが農地の集積を進めるということで農地中間管理機構という機関を設けまして、岐阜県でいいますと農畜産公社が委託を受けておるわけなんです。岐阜県の中間管理機構を通じて農地の集積の推進を進めるということが目的でございまして、今回の機構集積協力交付金は、リタイアする農業者とか、要は山中地区に関しましてはおおむね田んぼをほとんどつくりません。1反未満の農地を耕作する分は除外ですので、それ以外の農地を全て中間管理機構を通じて山中営農組合さんにお貸しするという農家さんには、全て一律30万円を土地所有者さんに交付するという制度でございまして。

30万円というのは、今回の場合は皆さんが5反未満の方ですので30万円なんです。5反を超えて2町歩以下の方には50万円、2町歩以上の面積を預けられる場合は70万円ということになっております。

要は、農地中間管理機構を通じまして営農組合等の集落営農組織に集約をさせていくという

のが目的でございまして、離農を進めて集積を進めるという制度でございまして。

要は、県から町にお金が入って、そのまま農業者に入る。営農組合には別の交付金がございまして。それは、今回ちょっと県のほうの予算が間に合いませんので、新年度のほうで山中営農組合のほうに、営農組合への交付金のほうはまた新年度のほうで計上させていただきたいと思っております。わかりにくくて済みません。以上でございまして。

○8番（楠 達男君） この交付金というのは毎年交付されるわけ。1回きり。

○産業建設課長（西村克郎君） 所有者さんに関しては1回きりでございまして。例えば個人さんは全て1反未満しか所有しないという形になってしまうので、もうその方は基本的にはもう農地の耕作の権利を持ってみえない方になりますので、また別の方がそういう対象になれば、またその方が対象になると。同じ方は1回しかないということでございまして。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 済みません、ちょっと重複する部分があるんですけど、先ほどのスクールバスの修繕費44万1,000円、これは2件分、1件分。

〔発言する者あり〕

2件分。

という部分と、もう1つちょっと別のところで、70ページなんですけど、児童福祉総務費なんですけど、先ほど170万円、障害児通所給付事業158万円、それと相談支援給付事業で12万円というふうになって、主にはびりすだということでご一緒しておるんですが、これは毎月の負担金は今ではびりすのほうへ町としてどの程度出ているのかというのは、累計ではなく、わかりますか。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） ちょっと現在は手持ちで資料は持っていませんので、ちょっとわかりかねますけど、戻れば多分出ると思います。

〔発言する者あり〕

○議長（澤居久文君） 何を聞きたいんか言ってください。

○9番（川瀬方彦君） 要は、毎月の負担金額がどの程度あるのかという部分を今後予測として、この補正だけで、町として今繰り出しになっていきますけど、足りるかというのが聞きたいんですけど。

町のほうから、今の給付で出ていく部分に関し、利用者数と毎月のあれで今回の補正の分だけで足りるかというところを聞きたいんです。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 当初予算が非常に見込みがわからなかったということでしたので、

27万2,000円と72万円というふうなことでしたが、今のところ158万円、通所給付が158万円と計画相談が12万円ということで出ておりますので、これからの分を見ていくと227万円と38万7,000円が要するというので170万円というふうに補正をさせていただきました。

大体毎月30万円から35万円ぐらいの給付を見込んでおります。実績でいきますと、高いときで36万円、安いときで21万円というふうな給付をしておりますので、平均で大体これから冬休み、春休み等が入ってきますと少し給付費がふえるということで、30万円から35万円というふうなことを見込んでおります。以上です。

○議長（澤居久文君） 事務局長のほうはいいね。

○9番（川瀬方彦君） はい、いいです。

○議長（澤居久文君） ほかに質問ありますか。

〔挙手する者あり〕

6番 中川武子君。

○6番（中川武子君） 73ページの歴史民俗資料館費の中で、臨時職員の賃金ですけれども、この発生した内容というのか、その辺ちょっと。

○議長（澤居久文君） 岩田社会教育課長。

○社会教育課長（岩田英明君） 日数的には45日分ほどを見ております。月に換算しますと、3日から4日程度、館長が館を離れているというような状態でございます。

○議長（澤居久文君） 意味わかった。

○6番（中川武子君） はい。最近、館長が海外へ行かれた。それも入っているの。

○町長（西脇康世君） 行ったり、ほかの出張とか講演会なんかで館をあけたときに空っぽにできんもんで、補充に今お願いしておる人に入ってもらおうという意味。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第81号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第19、議案第81号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第81号について御説明申し上げます。

歳出に一般被保険者療養給付費2,000万円、一般被保険者療養費200万円、一般被保険者高額療養費200万円、平成26年度特定健診の交付確定に伴う償還金10万6,000円の総額2,410万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,646万1,000円とする平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 先ほど、一般会計のほうで国民健康保険特別会計繰出金、これは説明では低所得者対策ということで、国・県、そして町が分担するという金額をこの国保会計に繰り入れたと思うんですが、この低所得対策は、この補正予算の中には含まれていないようなんですが、今後何かお考えがあるのか、私はぜひ減免をしていただきたいと思いますと思うんですが、お考えを伺います。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） これは低所得者対策の財政支援の拡充ということで、国が1,700億円を財政措置した部分で、関ヶ原に約1,100万円来ておりますが、国保会計が非常に厳しいということで、他市町村を見ても保険料を引き下げられたというところが本当に大垣市ぐらいということで、これで関ヶ原のほうに入ってくる保険料というのが、軽減者が非常に多いということで給付費等を賄い切れないということで、今のところは保険料を引き下げられるような財政状況にはないということですので、今のところ検討はしておりません。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第82号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第20、議案第82号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第82号について御説明申し上げます。

歳出に、岐阜県財政安定化基金償還金を当初1,500万円借り入れ予定でございましたけれども、平成27年3月下旬に不足が生じたので、借入額を3,000万円に増額をいたしたところでございます。そのため、3,000万円を3カ年で返すということで1,000万円ずつ償還するため、今年度の償還金当初予算500万円に不足が生じるということで500万円を追加し、1,000万円とするものでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,342万8,000円とする介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第83号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第21、議案第83号 平成27年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第83号について御説明申し上げます。

歳出に訪問看護ステーション1名の臨時職員を時短勤務からフルタイム勤務に変更した増額分、賃金及び社会保険料237万円、デイサービス利用者の増による臨時職員の時間延長に伴う賃金37万9,000円の増額で274万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,674万9,000円とする平成27年度関ヶ原町介護サービス特別会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 訪問看護について、現状はどういう体制で動いてみえるのかということと、今後、国の方針としては在宅という方針になっておるので、今後またさらに看護師さんが必要かと思うんですが、その辺はどのような状況になるか伺います。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 訪問看護ステーションですが、正職員が1名、臨時職員が3名、うち1名がフルタイムということで、あと2名は時短でございます。

訪問看護ステーションにつきましては、対象者がその月によって非常に変動が激しいということがありますが、これから在宅がふえてれば利用者がふえていくかと思えますけれども、関ヶ原病院のほうの往診等も一緒に利用しながらというふうで現在は対応できているというふうに思っております。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。



本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第74号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第22、議案第74号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第74号について御説明を申し上げます。

これは、平成28年1月1日より個人番号の利用が開始されることから、町独自利用事務や庁舎内連携事務による個人番号の利用及び提供について規定を整備し、制定するものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、議案第74号について御説明させていただきます。

34ページをお願いします。

この条例ですが、番号法第9条第2項に、地方公共団体の長は、福祉、保健、もしくは医療、その他の社会保障、地方税または防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して個人番号を利用することができるということと、番号法の第19条第9号では、地方公共団体が条例で定めるところにより他の機関、当町では教育委員会ですが、その事務を処理するために特定個人情報を提供できるということになっています。

簡単に言いますと、今やっている事務で番号を使わなければならない事務があります。これについては、条例で規定しなさいと。ほかの機関への番号の利用についても条例で、うちは教育委員会ですが、定めればできますよということになってございます。

そのことが、34ページの第1条において、その趣旨が定めてございます。

次の第2条ですが、これは用語の定義を規定してございます。

第1号の個人番号とは、住民票を有する全ての方に対して番号をつけ、個人を識別するマイナンバーのことであります。

第2号の特定個人情報とは、マイナンバーを内容に含む個人情報のことであり、第3号の個人番号利用事務実施者というのは、個人番号を利用して事務を行う職員のこととございますし、またその個人番号の利用する事務を委託された業者というか、そういう人のことを言います。

また、第4号の情報提供ネットワークシステムというのは、国・県、各市町村との通信網のことでございます。

次、第3条の町の責務ですが、これは個人番号の適正な取り扱いをするという旨を規定しまして、第4条では個人番号の利用範囲を定めてございます。

資料の20ページをごらんください。

この20ページの中ほどに、1、2、3、4と番号を打ってございますが、1番目として、これはまず独自に個人番号の利用を行う事務、当町では福祉医療の助成事務でございます。これを別表の第1として規定してございます。

2番目の番号法で認められた健康保険法、生活保護法、厚生年金保険法、災害対策基本法など、特定個人情報の利用を行う事務以外の事務を別表2で規定してございます。要するに、法律で定められておる以外のものを定めてございます。

次に3として、町長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供する事務を別表第3で規定し、4のその他としては、(1)の情報提供ネットワークシステムを利用して他の団体から特定個人情報の提供を受けることができるときは、庁舎内連携ができない旨をただし書きで規定しています。

(2)につきましては、事務を行うときに、他の条例等により当該個人情報との同一の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは提出があったとみなすということでございます。

議案の35ページへお戻り願います。

第5条の特定個人情報の提供でございますが、これは教育委員会が町長に対して別表第3の事務における特定個人情報を求めた場合、町長が提供できるという旨の規定でございます。

最後に附則ですが、これは平成28年1月1日から施行とさせていただきます。

以上を定めた条例の制定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） マイナンバーに反対の立場なんですが、今説明を受けまして、結局番号法の規定以外の事務についても条例を定めれば利用できるという説明だと理解したんですけども、そうなりますと、これに定めなくても、今までのように事務を行えば、番号を使わなくてもできるんじゃないかというふうに私は思うんですが、その辺を伺います。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 例えば、これを使える事務、ここで規定しているのは、まず保健、福祉、災害という国で言っているものを指定します。例えば、オプションでまた今後数年後に変った、例えば金融機関との連携をやるというときもこれで定めるんですが、とりあえず今

の番号を使わなければならないかという質問なんですが、例えば福祉医療、うちは所得制限を設けています。所得を福祉事務では使います。それを事務で使うときには個人番号が必要となりますので、どうしても番号が必要となりますので、条例で定めていないと今までどおりの方法でこの人の所得情報を得られるかといえば、得られないという今の法制度ではそういうことになりますので……。よろしいですか、それで必要なんです。番号がないと情報を得られませんので。

○議長（澤居久文君） 今まではどうやって入れておったんや。

○総務課長（藤田栄博君） 今までは、番号を使いませんので、マイナンバーができる以前の方法で利用目的、うちの個人情報条例に基づいて情報を提供していただいてやってきたんですが、もう今度はマイナンバーが12桁が入ったことによって特定個人情報に変わりますので、厳しくなりますので、番号がなくて情報をもらえるということはできませんので、絶対番号がこれから必要なんです。社会保険庁と年金機構とやりとりするにしても番号が必要となりますので、その番号を使う事務をやる以上、条例で規定しておかないと、条例で規定していない事務に対して何で番号が使えるんだということになりますので、そうするとうちの役場の事務全部何もできなくなりますので、そういうことです。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 例えば、名前とか住所とか、そういうのは余り間違ふことは少ないと思うんですけど、もう本当に番号というのは間違いやすいというのは常々だと思うんですが、そういう間違いというのは起こる可能性があるんですね。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） その間違いを起こさないようにするのが我々の仕事だと思っています。

○議長（澤居久文君） いい答えや。

ほかに。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 議案のほうの34ページの第3条ですね、町の責務というようなところで、地域の特性に応じた施策を実施するものということで、特性に応じたということは、関ヶ原町の特性ということがあると思うんですが、そこら辺は何か特別に決められるんですか、町独自で。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 今のところ、うちの特異的なものをやろうとすることは考えていま

せんが、将来、番号を使った特異性を生み出すということも可能性はなきにしもあらずかなどは思いますが。とりあえず今は、今やっている事務だけを条例化しています。

○議長（澤居久文君） ほかによろしいか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10分まで。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第23 議案第75号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第23、議案第75号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第75号について御説明申し上げます。

これは地方税法の改正に伴うものでございまして、住民税等の徴収猶予や換価の猶予における条例委任事項の規定、たばこ税の税率の特例の削除、番号法の施行による個人番号の利用開始に伴う規定の整備などでございます。細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 田中税務課長。

○税務課長（田中常敏君） それでは、議案第75号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案資料の新旧対照表により、主な条文の改正につきまして御説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

基本的には、地方税法の改正に準じて改正をするものでございます。

21ページ、22ページの第8条、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法についてですが、元来、徴収猶予につきましては、地方税法において納税者等の申請により災害とか病気、あと事業の休廃止等によりまして、その徴収金を一時に納入、納付することができないと認められたときには、原則1年以内の期間に限りその徴収を猶予することができることになっております。この徴収猶予に関しまして、法律に条例委任事項を設けられたことに伴う改正でありまして、徴収の猶予または猶予期間の延長をする場合において、当該徴収金及びその者の財産の状況、その他の状況から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付、または納

入させるためにその分割納付についての規定を整備するものでございます。

続きまして、22ページ、23ページの第8条の2の徴収猶予の申請手続等についてですが、法律に条例委任事項を設けられたことに伴う改正でございまして、徴収の猶予の申請または徴収猶予の期間の延長申請をする場合、分割納付または分割納入の場合の理由等、申請者記載事項及び添付書類について条例で定めるものでございます。また、原則担保は必要ではありませんが、担保の提供に係る徴収基準について、その徴収猶予の金額及び徴収猶予期間について条例で定めるものでございます。金額につきましては、100万円以下は不要、期間につきましては3カ月以内は不要ということにつきまして条例で定めるものでございます。

続きまして、23ページ、24ページの第8条の3の職権による換価の猶予の手続等についてでございます。

地方税法におきましては、職権により滞納者の財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあるときと認められる場合において、その者が徴収金の納付、納入について誠実な意思を有すると認められるときは、原則として1年間、その納付、納入すべき徴収金につき滞納処分によります差し押さえ財産の換価処分を猶予することができることと規定されております。今回、法律に条例委任事項が設けられたことに伴う改正でありまして、その猶予に係る金額を当該職権による換価の猶予を受ける者の財産の状況、その他の事情から見て、合理的かつ妥当な者に分割して納付、または納入させるものとする規定について整備するものでございます。

続きまして、24ページから25ページです。

第8条の4の申請による換価の猶予の申請手続等についてですが、納税者の申請により換価の猶予制度の創設によるものでありまして、滞納者が地方税を一時に納入することにより事業の継続、生活維持が困難となるおそれがあり、さらに納税について誠実な意思を有すると認められる場合には、納税者の申請に基づき、原則1年以内の期間に限り滞納早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として滞納処分による財産の換価を猶予することができることとするものでございます。法令に条例委任事項を設けられたことに伴う改正でありまして、地方団体の徴収金の納付期限から換価の猶予を申請する期限について定めるものでございます。期限につきましては、6カ月以内という規定について定めるものでございます。

また、徴収猶予に係る地方税の納付については、その金額をその猶予期間内の各月に分割して納付し、または納入させるものとする規定を整備するものでございます。

また、換価の猶予、または猶予期間の延長に係る申請書、または添付書類の記載に不備がある場合で、これらの書類の提出を求める通知を受けた場合の訂正期限について定めるものでございます。期限については20日間という規定でございます。

また、25ページの第8条の5の担保を徴する必要がない場合についてですが、これも徴収の猶予、または差し押さえ財産の換価の猶予の場合における担保の徴収を不要とする基準について条例で定めるものでございます。猶予に係る金額につきましては100万円以下、期間につきましては三月以内について条例で定めるものでございます。

以上、徴収猶予、換価の猶予関連の条文の改正の施行日につきましては、平成28年4月1日施行となります。

続きまして、25ページ、26ページの所得割の課税標準についてです。

これも、法律改正にあわせて改正するものでございます。

所得税における国外転出課税制度の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において国外転出をする場合の総所得等の特例等による当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするものでございます。

施行日につきましては、平成28年1月1日施行となります。

続きまして、26ページの第28条の2の町民税の申告から、飛びまして35ページの附則第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告までの主な条文の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴う所要の措置による改正でありまして、内容が同じ改正でございまして、個人番号または法人番号等の規定の整備によるものでございます。よろしくお願いいたします。

以下、番号法関連の条文の改正の施行日につきましては、平成28年1月1日施行となります。

続きまして、35ページ、36ページをお願いいたします。

附則第15条の2のたばこ税の税率の特例について、これにつきましては、法律改正にあわせた改正でありまして、規定の削除によるものでございます。紙巻きたばこ、旧3級品に係る特例税率の段階的廃止によるものです。従来3級品とされておりました紙巻きたばこ、例えばエコとかわかばとかしんせいといった国産6銘柄につきましては、通常の紙巻きたばこに係る国・地方のたばこ税より税率を低くする特例措置が今まで講じられてまいりましたが、この特例措置が廃止されることによるものでございます。

この改正は、平成28年4月1日から施行されますが、激変緩和措置によりまして平成31年の4月1日までに4段階で税率を引き上げる経過措置が講じられることとなります。

以上が主な改正の内容でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ごめんなさいね、またマイナンバーの話なんですけれど、要は書類に

番号を記入する欄ができるということで、今各家庭に通知カードが届けられているわけですが、いまだに全国でも12月中に届かないんじゃないかという不安視もされております。また、大事にしまっておくと、どこにしまったかわからないというようなこととか、認知傾向のある方とか、そういう方にとっては、この番号を記入するというのは非常に困難だというふうに想像がされます。そうした場合、書けなかった場合はどういうふうに対応されるのか伺いたいと思います。

○議長（澤居久文君） マイナンバー全般の質問やろう、これ。

○5番（田中由紀子君） 後半も出てきますので。

○議長（澤居久文君） 税条例の質問じゃないやろう。

○5番（田中由紀子君） マイナンバーの書類に書かなければならないための質問ですから。

○議長（澤居久文君） 吉田監理官。

○監理官兼会計管理者（吉田和司君） 済みません、今のマイナンバーの関係ですが、御本人さんが忘れたとか記入ができない場合は、職員のほうでかわって調べて記入ができるという規定がありますので、こちらで記入をさせていただくということでございます。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第24 議案第76号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第24、議案第76号 関ヶ原町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第76号について御説明申し上げます。

これは、働く婦人の家の条例を廃止いたしまして、公民館の別館として使用料金を規定する改正でございます。

なお、細部につきましては、社会教育課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 岩田社会教育課長。

○社会教育課長（岩田英明君） それでは、御説明申し上げます。

働く婦人の家は、昭和55年の開所以来、婦人の教養講座やサークル活動の拠点として御利用をいただいております。しかし、原則的に働く婦人、あるいは勤労者家庭の主婦というような利用の制限がございまして、一般の方にはなかなか利用しにくい施設ということになっております。

今回、県の転用の許可もいただき、働く婦人の家運営委員会と社会教育委員会の了承も得られましたので、隣接する中央公民館の別館として、性別や勤労者であるかないかといったような利用制限をなくし、公民館と一体的に効率的な管理、運営をしたいと考えております。

今回の改正は、働く婦人の家設置条例を廃止し、公民館使用料に別館各部屋の使用料を追加する改正となっております。51ページの別表内、下のほうですが、1階の調理室から2階、講習室までの5つの部屋の分でございます。

なお、現在公民館は町民の方は無料で使用いただいておりますので、今回追加する別館につきましても同様とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 済みません、幾つか質疑させてもらいたいんですけど、まず働く婦人の家は厚生労働省関係になると思うんですが、そことの関係はいいのかどうかということと、それから、一般の方には利用しにくいという何か具体的な例が、私には余り聞こえてこないで、そういう例があるのかどうかということと、これまで婦人向けの企画や事業をやってみたとするんですけど、その辺がどうなるかということと、あと職員体制は変わるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（澤居久文君） 岩田社会教育課長。

○社会教育課長（岩田英明君） 県の労働雇用課というところに確認をして問題なしという回答を得ております。

また、一般利用者の利用の形でございますが、今まででも町内の方しか借りられないということですので、町外の方からの利用の申し込みがありましてもお断りをしておりましてし、婦人、勤労者家庭の主婦という制限がございますので、基本的には女性の方しか使えないということにはなっておりますので、そういった点でも利用者の減少に今つながっておる状態であります。

それから、婦人向けの企画ということで、婦人の家ということで長らくグループ展などの企画もやっていただいております。そういった名称に対する愛着などもあると思いますので、この条例が通りましたら、そういった実行委員会等ともお話し合いを設けまして、今後継続していくのかどうかということで、なるべく継続していただきたいという思いがございますので、そういったところは協力をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（澤居久文君） 職員、職員。

○社会教育課長（岩田英明君） 職員につきましては、窓口が一本化するということで、若干の減ということも出てくると思っております。以上です。



[挙手する者あり]

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 済みません、今の答弁に対してですけど、職員体制ということでは、今館長さんも含めて3人で回してみえると思うんです、公民館と婦人の家と。なかなかお借りするのに申請が必要なもので、事務所に行っても結構見えないということもあるんです。わざわざ公民館のほうまで行かないかんということもあるので、その辺は十分に検討をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

今まで婦人の家を使ってみえた団体については、公民館同様、無料で借りられるということでもよろしいんでしょうか。

○議長（澤居久文君） 岩田社会教育課長。

○社会教育課長（岩田英明君） 今までやはり少人数で対応しておりましたので、例えば1人が掃除をしているとか、そういった場合に、事務所に一時的に人がいないというような状況が確かにございました。そういったことも今回の一体的にするということの理由でもありますので、そういったところは今後改善をしていきたいと思っております。

それから、今までの団体の方は、名称が変わるだけで、部屋は当然一緒ですので、今までどおり御利用いただくということで進めております。

○議長（澤居久文君） ほかに。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第25 議案第77号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第25、議案第77号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第77号について御説明を申し上げます。

これも、番号法及び番号法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、特別の事情に関する届け出の際の記載事項に個人番号が追加されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

日程第26 議案第78号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第26、議案第78号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、議案第78号について御説明申し上げます。

これは、国民健康保険条例と同じく、番号法及び整備省令により特別の事情に関する届け出の際の記載事項に個人番号が追加されたことにより所要の改正を行うものでございます。

これも、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

日程第27 議案第79号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第27、議案第79号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第79号について御説明申し上げます。

閑散期の利用状況を勘案し、夏休み、年末年始、祝祭日及びその前日を除いた火曜日と水曜日を基本に、休業日を設ける改正でございます。

細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

オートキャンプ場の閑散期及び平日の利用状況を鑑み、休業日を新たに設けるものでございます。

内容は、3月から6月及び9月から11月については火曜日及び水曜日、12月から2月については火曜日、水曜日、木曜日とし、ゴールデンウィーク、年末年始、祝日及びその前日は除くこととさせていただきます。

利用実績でございますが、平成26年度、全体で1,675件の利用実績がございましたが、この期間については30件ございました。

休業日を設けることによって、係る経費の抑制を図っていきたいと考えておりますが、また単なる人件費の抑制を図ることだけではなく、繁忙期また週末に人を十分に配置し、職員の勤務にメリハリをつけて、サービス低下にならないように努めていきたいと思っております。また、お客様の立場に立って柔軟に対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 閑散期に休業日にするというのはありかなあと思うんですけども、例えば土日に予約をしたいときに、多分火、水あたりに電話してくるということもあるんじゃないかなあと思うんですけど、その辺の対応はどうなるかということと、あと、広大な敷地を管理するのに、今まではそういう閑散期できれいにしてみえたんですけど、その辺も考えていただいているんでしょうか。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 予約については、現在インターネットでの予約を主に進めております。それによって不便が生じないようにしておりますし、また電話転送等もできるようにしていきたいというふうに思っております。

敷地の管理ですが、逆に休業日にやることによって集中的にできるということも考えておりますので、差しさわりのないよう努めていきたいと思っております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第28 請願第5号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（澤居久文君） 日程第28、請願第5号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願についてを議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を丁寧に行っていただきます。

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 1番 谷口輝男です。

御指名をいただきましたので、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

お手元にお配りの文書がありますように、TPP協定交渉大筋合意に関する国への請願ということですが、TPP交渉は、10月5日、アメリカのアトランタで開かれまして、閣僚会合で大筋合意がされました。日本は農林水産物の8割で関税が撤廃となっており、かつてない高水

準で市場開放が進むことも予想されます。国会の決議で聖域確保を求めた重要5品目も無傷ではなくて、決議違反を訴える声が上がっているそうです。

農林水産分野の重要5品目のうち、米については特別輸入枠の設定や牛肉、豚肉等における段階的な関税削減・撤廃でありました。また、5品目以外の農林水産物は大半が関税撤廃となっており、安価な外国産農産物の輸入が農業生産や農村社会に深刻な打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっております。

さらに、情報開示がないまま交渉が進められ合意に至ったことはまことに遺憾であり、政府は今回の合意内容と我が国農業全体に与える影響を精査した上で、生産者に対する十分な説明を行うとともに生産者の不安な声に耳を傾けるべきと思われる。

さらに、再生産を確実にするため、関連法制度の整備やそれに沿った予算措置など、万全な国内対策の確立が必要であります。よって、国に対して生産現場の不安を払拭するため、詳細な情報提供を行うよう要請するとともに、県内農業や地域農業に与える影響の分析を踏まえ、万全な対策が講じられるよう強く求めるものであります。

ぜひともこの請願の趣旨を御理解いただきますようお願いいたしまして、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。以上です。

○議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

ただいまの趣旨説明に対して、質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 基本的には賛成の立場なんですけれども、TPPの大筋合意という点で、最終的に調印するまでにはまだかなりの難関が待っているというのが一般的なマスコミ等の見方であります。アメリカも今度大統領選挙があるんですけど、有力候補と言われているヒラリー・クリントン氏も反対しているということもありますし、いろんな経済紙もこれからが正念場だというふうに述べておるんですが、そういうことも含めて、私恐らく産業建設常任委員会になるのかなあとと思うんですが、私ちょっと総務なんで、そういうことも含めてぜひ議論していただきたいなと思っておりますが、お考えを伺います。

○議長（澤居久文君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 質問ですが、もちろんいわゆる請願に対しては慎重審議をやらなければならないということで、原則委員会付託ということになっていきますので、そこで委員会の中で詳しく審査していただけるものと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。請願第5号は、会議規則第91条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第5号は産業建設常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

### 散会の宣告

○議長（澤居久文君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から14日までの10日間は休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日5日から14日までの10日間は休会とすることに決しました。

来る12月15日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締め切りは8日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時38分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員